

2000年7月28日

東京外国為替市場委員会第36回会合議事録

開催日時	2000年7月13日 13:00～15:10
場 所	日本銀行本店新館9階大会議室
議 長	森岡 俊行(東京三菱銀行)
副議長	大倉 孝 (バークレイズ銀行)
副議長	花井 健 (日本興業銀行)
書 記	西川 広親(日本銀行)
参加委員数	10名(別紙)

1. 委員会運営の件(運営小委員会)

今後当委員会が取り組むべき活動に関し、委員の意向・ニーズを調査するために実施したアンケート調査の集計結果について、小林オブザーバーより、概要以下の通り報告がありました。

- ① 「取引慣行・決済慣行(T+1問題、CLS対応等)に関する検討」に対する関心が最も高く、「電子商取引が外為市場に及ぼす影響に関する検討」がこれに次ぐ、という結果になった。ただ、これらは新しいテーマで、各委員の問題意識も絞り込まれている訳ではないため、何を検討するのかについては、今後具体的に詰める必要がある。
- ② 一方、「CFDに関する検討」が最下位となったが、これは index rate に関し、ロンドン側で目立った進展が見られないことに失望したためと思われる。また、「Master Agreement (IFEMA、ICOM、FEOMA)に関する検討」の関心も低い、これは ISDA の Master Agreement を採用する先が増えていることも一因と思われる。
- ③ 上記以外のテーマ、活動については、総じてみれば概ね同列の評価を得ていると見られるが、「東京 Code of Conduct に関する検討」や「その他の Code (ACI の Model Code を含む)、Guidelines に関する検討」の場合は、各委員による評価のばらつきが小さいのに対し、「フォレックス・セミナー開催」は委員の評価が「優先順位1位」から「不要」まで大きく分かれている。

これを受けて自由討議を行い、まず「Master Agreement (IFEMA、ICOM、FEOMA)に関する検討」の優先順位が低いことに絡んで、法律問題小委員会の今後の活動について議論がありました。その中で、「比較的優先順位の高かった『市場混乱時(Disruption Event, Force Majeure)の対応検討』も、法律問題小委員会が深く関わらざるを得ないテーマである」、「どのような問題についても、法律的な観点からの考察は避けて通れない」との意見が相次ぎ、法律問題小委員会の活動自体は重要かつ不可欠との認識で一致しました。

また、「細部に亙る検討を行うため、テーマ毎に専門委員制をとることが望ましい」とのアンケート意見に対しては、「実務に関する具体的な検討は専門委員で構成される小委員会で議論する一

方、本委員会は全体的な運営方針や小委員会での検討結果に関し、判断・決議を行う Board として機能することが望ましい。今後、このような方向で委員会運営見直しを進めるべきである」と賛同する意見が出されました。

2. フォレックス・セミナー開催準備の件(教育広報小委員会)

教育・広報小委員会の加藤委員より、今年度のフォレックス・セミナーについて、当委員会としてどのようなスタンスで取り組むべきかとの問題提起がありました。委員からは、「総花的なセミナーよりも、当委員会はNDFやCLS等専門的なテーマについての教育・啓蒙活動に特化する方が良い」、「かつてのジュニア・フォレックス・セミナーのように、中堅レベル以下の参加者を対象とするセミナーとしてはどうか」、「各金融機関とも経営を巡る環境は厳しく、今後参加者及び参加費の増加は期待し難いことから、運営の簡素化を図るべきである」、「運営面で、一部の委員に負担が偏っている点は、改善を要する」等、様々な意見が聞かれました。

本件については、教育・広報小委員会において、同セミナーを共催している日本フォレックス・クラブとも協議を行いつつ検討を行い、次回会合で報告することとなりました。

3. ホームページ開設の件(教育広報小委員会)

教育・広報小委員会の加藤委員より、ホームページ開設作業の進捗状況に関し、報告がありました。これを受けて討議を行い、現状のスケジュールとして、市場参加者に対する議事録の郵送については今回会合(第36回)分を最後に取り止め、次回会合(第37回、9月開催予定)分からはホームページ上で閲覧する方向で、市場参加者にも通知することとなりました。

また、掲載コンテンツについても最終的な準備を進めることとなりました。

4. その他

(1)ボイス・ブローカーの確認書等配送方法変更

野口オブザーバーより、以下の通り報告がありました。

- ① ボイス・ブローカー各社では、仲介した取引の当事者に対し、確認書(オートコンファメーション、FAX、メッセージャーの併用)、仲介手数料請求書(メッセージャー中心)の送付を行っているが、事務合理化のため、従来メッセージャーによる配送部分を、確認書についてはオートコンファメーションないし FAX 送信に統一し、請求書については郵送に切り替えたいと考えている。
- ② 昨年末来、最近にかけて、上記配送方法変更の可否について、マネー・ブローカーズ・アソシエーションが取引先金融機関にアンケートを行ったところ、仲介手数料請求書については殆どの取引先が受け入れ可能としている。一方、確認書の FAX 送信については、過半の先が受け入れ可能としているが、中には内部規定の改正を必要とする等の理由により、難色を示す向きも見られる。
- ③ ボイス・ブローカーとしては、変更(双方あるいはいずれか一方)を受け入れ可とした先につ

いて、確認書は8月初から、請求書は8月分から(9月初送付)、送付方法の変更に踏み切る予定である。また、無回答先にも、回答を再度お願いすることとしている。

確認書を FAX 送信とする件に関し、委員からは、「当行は、問題なしと回答した」との意見が相次いで表明されました。討議の結果、基本的には個別金融機関が判断する問題であるが、そもそも確認は取引当事者同士行うのが原則であることを踏まえると、多くの金融機関が受け入れ可能としていることは自然なことである、との認識で一致しました。なお、一部の委員からは、「DD 取引やデリバティブ取引では、確認書の送付はすでに FAX 化されていることから見ても、ブローカー経由外為取引の確認書を FAX で送ることに問題があるとは思えない」との見解が示されました。

(2)EBS 音声の第三者への提供

委員から、「以前、EBS から、同社との利用契約に違反して出来値の音声サービスを顧客に提供している金融機関があり、EBS としては対応策として同サービスの廃止も検討しているとの説明があったが、現在もそうした行為を行っている先があるという話を聞く。本件に関する現在の検討状況はどうなっているか」との問題提起があったのに対し、EBS の石川委員からは、「これらの行為は明らかな契約違反行為であり、こうした音声の顧客への提供は、東京だけでなく世界的に問題になっている。本社では、引き続き音声配信機能の全面停止を含め、対応策を検討しているところである」との説明がありました。

音声配信の全面停止については、「もともと使用していないため、停止されても一向に構わない」との声もあったものの、「EBS の音声は、担当ディーラー以外の者が、画面に依らずにプライスを把握する上で極めて利用価値が高く、EBS のトータルサービスのうちでも重要な機能の一つと認識している」、「ルールを守っている銀行が、一部の銀行による契約違反行為の巻き添えを食うのはおかしい」といった意見が多く聞かれました。

当委員会としては、市場参加者に対し、EBS 音声の第三者への提供は、同社による音声機能の提供停止を招く恐れがある点について、注意を喚起することで一致しました。

以 上

(お知らせ)

上記の通り、従来より長らく実施していた議事録の郵送は、今回回分分で取り止めさせて頂くこととなりました。今後は当委員会のホームページにおいて閲覧できるように致します(9月以降の予定)のご利用下さい。

ホームページアドレス: <http://www.fxcomtky.com>

東京外国為替市場委員会委員名簿(7月13日現在)

<委員>

議長	○森岡 俊行	(東京三菱銀行)
副議長	○花井 健	(日本興業銀行)
副議長	○大倉 孝	(バークレイズ銀行)
書記	○西川 広親	(日本銀行)
運営小委員長	○加藤 博光	(野村信託銀行)
教育・広報小委員長	渡辺 秀典	(第一勧業銀行)
市場取引に関する小委員長	○酒匂 隆雄	(UBS 銀行)
リスク管理小委員長	○高松 力	(チェス・マンハッタン銀行)
	野手 弘一	(住友銀行)
	菅田 克彦	(富士銀行)
	松田 哲	(オーストラリア・コモンウェルス銀行)
	○中島 尚彦	(スタンダードチャーター銀行)
	竹本 隆彦	(ドイツ・バンク)
	○石川 栄一	(イービーエス・ディーリング・リソース・ジャパン)
	○神田 紀昭	(ロイター・ジャパン)

<オブザーバー>

法律問題小委員長	○野口 嘉彦	(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)
	○小林 一夫	(日本銀行)

(注)敬称略(順不同)。○は今回出席。